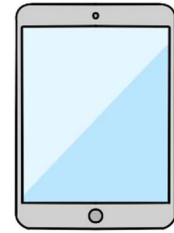


## 喜多方市医療機関等オンライン用情報通信機器購入補助金について

市では令和6年度から、オンラインによる診療及び服薬指導を実施するために必要なタブレット端末等を購入する医療機関及び薬局に対し、その購入費の一部を支援します。

### 1 交付対象者

市内に所在する医療機関及び保険指定薬局



### 2 補助対象及び補助金額

情報通信機器等の購入経費（申請は1度限り）

補助対象	購入にあたって
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パソコン もしくは タブレット端末 1台</li> <li>・ 附属する備品等（マイク、ヘッドセット、ルーター等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットで購入する場合は、領収書を必ず発行できる店舗から購入すること。</li> <li>・ 中古製品の場合は、製造企業認定の整備済製品であること。</li> <li>・ 市ではビデオ通話アプリ「FaceTime」をメインに利用するため、タブレットはIpadを推奨する。</li> <li>・ 購入する機器は、民間企業が提供するオンライン診療やオンライン服薬指導との併用も可能とする。</li> <li>・ スペックや通信方法の指定はないが、各施設の通信環境を確認して購入し、通信可能な状態になった後に補助金の申請を行うこと。</li> </ul>

○補助率 購入経費合計額の2分の1(千円未満切り捨て)

○補助金額 40,000円(上限)

### 3 補助対象外

- ・ スマートフォン（データ機器内の情報外部流出対策のため）
- ・ 機器を利用するために月々支払う費用（機器レンタルや保険・補償・保証、通信料）
- ・ オークション、個人売買で購入したもの。

### 4 補助金申請手続き等のながれ

- ① タブレットの購入（領収書に支払日、購入者、購入月日、販売店の印、製品名等が記載）
- ② 補助金申請 及び 請求（領収書、通帳の写し等の書類を添付）  
→申請に合わせて、タブレットのビデオ通話の設定について確認したいので、タブレット本体をご持参ください。
- ③ 市から交付決定の通知
- ④ 補助金の振り込み

### 5 注意点

- ・ 購入日（支払日）から6か月以内に申請してください。
- ・ 申請年度の予算額に達した場合は、受付終了となります。
- ・ オンライン診療等について、患者への周知等の協力をお願いします。（裏面のとおりに）

【問い合わせ先】 〒966-8601 喜多方市字御清水東 7244-2

喜多方市保健福祉部保健課 地域医療推進室(本庁1階)

電話 0241-24-5224 メール hoken@city.kitakata.fukushima.jp

## オンライン診療及びオンライン服薬指導を行う際のお願い

(お願いしたいこと)

- (1) オンライン診療を実施するに当たっては、厚生労働省作成の最新の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び関連通知の内容を遵守すること。また、オンライン服薬指導の実施にあたっては、厚生労働省作成の「オンライン服薬指導の実施要領について」及び関連通知の内容を遵守してください。
- (2) 市がホームページ等においてオンライン診療を実施している医療機関及びオンライン服薬指導を実施している薬局として名称、所在地、電話番号等を公表することに同意をお願いします。
- (3) 医療機関内もしくは薬局内での掲示や、ホームページ等において、オンライン診療・服薬指導を実施していることの周知をお願いします。
- (4) 市長がオンライン診療・服薬指導の実績等に関する調査を実施する際には、協力をお願いします。